

登 録 規 程

平成 9年11月16日	規程制定
平成10年 6月10日	施 行
平成12年10月 1日	改 訂
平成13年12月 1日	改 訂
平成14年10月10日	改 訂
平成15年 6月23日	改 訂
平成28年 7月 2日	改 訂
令和 元年10月 8日	改 訂

(目 的)

- 第1条 本連盟およびSAJ関係の登録に関し必要な事項を定める。
2 SAJに関する登録の詳細は、SAJ規則による。

第1章 SAJ会員登録

(根 拠)

- 第1条 SAJ会員登録に関し必要な事項を定める。

(対 象)

- 第2条 本連盟又はSAJの役員、評議員、公認資格者、並びに本連盟又はSAJが主催主管する競技会、検定会等の行事に参加する者は、SAJ会員登録を完了していなければならない。

(資 格)

- 第3条 本連盟を通じてSAJに登録しようとする者は、三重県下に居住又は勤務するか又は学籍を有する者でなければならない。ただし、本県出身者又は本県を主たるスキー活動の地域として、居住地の連盟の承認を得た者は会員登録ができる。

(手 続)

- 第4条 加盟団体は、前条の資格を審査し、毎年8月1日から9月末日までの間に、SAJ会員登録システム(以下「会員登録システム」という)に入力し、登録料の支払いを完了するものとする。
2 前項の登録をしていない者が、検定に合格又はその他の理由によって、新たに登録を行う場合は、前項にならう。
3 追加登録の最終期日は、5月末日とする。
4 会員証に記入する会員登録番号は、SAJの登録番号とする。

(登 録 料)

- 第5条 登録料は次による。

(1) 一 般	3,000円
(2) 高校在学の者	1,000円
(3) 中学生以下	無 料

第2章 強化部員登録

(根 拠)

第6条 競技本部が主催する大会、行事に参加する者、および競技本部所属の役員、委員はこの強化部員登録者でなければならない。

ただし、高校生にあって高体連に登録をおこなう者はこの限りではない。

2 S A J 競技本部に係わる公認資格者は、この強化部員登録者でなければならない。

(手 続)

第7条 この登録を行う者は、所定の登録用紙に記入し、強化部費を添えて毎年6月末日までに競技本部事務局に提出するものとする。

2 前項の期日をすぎて新たに登録をしようとするものは、追加登録とする。手続きは前項にならう。

(登 録 料)

第8条 登録料は次による。

	新規登録料	継続登録料
(1) 一 般	7,000円	5,000円
(2) 高校生以下	6,000円	4,000円
(3) 6条2項の公認資格者	5,000円	3,000円

第3章 教育部員登録

(根 拠)

第9条 S A J 教育本部に係わる公認資格者、又は日本スポーツ協会に係わる公認資格者、および教育本部役員、委員はこの教育部員登録者でなければならない。

(手 続)

第10条 この登録（以下「S A J 指導員資格者登録料」という）を行う者は、毎年8月1日から9月末までの間に会員登録システムに入力し、登録料の支払いを完了するものとする。

2 前項の期日をすぎて新たに登録をしようとするものは、追加登録とする。手続きは前項にならう。

(登 録 料)

第11条 登録料は次による。ただし登録料にはS A J 指導員資格者登録料、及び指導員研修会費又はスキー大学の申込金1回分を含むものとする。

S A J 公認資格者で会員登録システムにより納入する以外の登録料(本連盟指導員等登録料という)は、毎年10月に連盟より請求するので期限内に納入するものとする。

	新規登録料	継続登録料
S A J 指導員資格者	20,000円	10,000円
但し、日本スポーツ協会公認資格者	15,000円	5,000円

第4章 SAJ競技者登録

(根 拠)

第12条 SAJ公認又は主管する競技会に参加する者は、この登録の完了者でなければならない。

(手 続)

第13条 この登録を行う者は、SAJ所定の競技者登録選手宣誓書に記入し、毎年8月末日までに会員登録システムに入力及び登録料の支払いを完了するものとする。

2 前項の期日を過ぎて新たに登録をしようとするものは、追加登録とする。手続きは前項にならう。

(登 録 料)

第14条 登録料は次による。

(1) SAJ競技者登録 3,000円 (追加登録) 6,000円

但し、強化部員、高体連登録者以外においては、上記登録料に加えて手続き料2,000円を支払うこと。

第5章 FIS登録

(根 拠)

第15条 SAJに所属するアルペン競技者で、FIS公認大会に参加しようとする者はFISに登録しなければならない。

(資 格)

第16条 FISに登録できる者は、15歳以上の者である。ただしその年の12月31日までに15歳に達する者はFISに登録できる。

(手 続)

第17条 この登録を行う者は、FIS登録選手宣誓書に記入し、毎年8月末日までに会員登録システムに入力及び登録料の支払いを完了するものとする。

2 前項の期日を過ぎて登録をしようとするものは、追加登録とする。手続きは前項にならう。

(登 録 料)

第18条 登録料は次による。

(1) FIS登録料 5,000円 (追加登録) 15,000円